

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年1月16日（火） 10：04～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 政令 3件
- 人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について申し上げます。まず、「モーリタニア国」及び「キューバ国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、1月17日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「モーリシャス国」及び「ルーマニア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「令和6年能登半島地震非常災害現地対策本部の設置を国会に報告すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、災害対策基本法に基づき、同本部を設置した旨を国会に報告するものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方自治法施行令等の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、公金事務の私人への委託に関し必要な事項を定める等、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「公職選挙法施行令の一部改正令」は、国外に居住している選挙人の利便性向上のため、在外選挙人証の記載事項変更時における交付方法の見直し等を行うものであります。

次に、「介護保険法施行令の一部改正令」は、65歳以上の被保険者の保険料の算定基準を見直す等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、簡易裁判所判事兼判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、菊池守外136名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、私から「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議の開催について申し上げます。「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」の制定を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催することといたしますので、御了解をお願いいたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、法務大臣。

○小泉国務大臣：いわゆるオウム真理教について、1月12日、公安審査委員会は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づき、観察処分の期間を更新する旨の決定を行いました。同決定により、当該団体は、今後3年間、引き続き、公安調査庁長官の観察に付されることとなります。公安調査庁においては、関係機関の協力を得ながら、観察処分を適正かつ厳格に実施し、これにより、当該団体の活動実態の把握に努めるとともに、調査結果を関係地方公共団体に提供するなどして、公共の安全を確保し、国民の皆様方の不安感の解消・緩和に寄与し

てまいります。

○林国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○松村国務大臣：法務大臣の御発言のとおり、1月12日、公安審査委員会においてオウム真理教に対する観察処分の期間を更新する旨決定されました。警察においても、この決定を受け、引き続き、公安調査庁をはじめとする関係機関と緊密に連携して、オウム真理教の実態解明に努めるとともに、違法行為の厳正な取締りと必要な警戒警備の実施等の諸対策を推進し、国民の生活の平穏と公共の安全の確保に努める所存です。

○林国務大臣：なお、海外出張された復興大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令 和 6 年 〕
〔 1 月 16 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

- 資 料 資 料
な し あり
- ☆ モーリタニア国特命全権大使シディヤ・エル・ハージュ外 1 名の接受について (決定) (外務省)
 - 〃 ☆ モーリシャス国駐箚特命全権大使菅 正廣外 1 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使川口周一郎外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (同上)

◎ 国 会 提 出 案 件

- 資 料 資 料
あり あり
- 令和 6 年能登半島地震非常災害現地対策本部の設置を国会に報告することについて (決定) (内閣府本府)

◎ 政 令

- 資 料 資 料
あり あり
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令 (決定) (総務省)
 - 〃 ○ 公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (決定) (同上)
 - 〃 ○ 介護保険法施行令の一部を改正する政令 (決定) (厚生労働・財務省)

◎ 人 事

- 資 料 資 料
な し あり
- ☆ 簡易裁判所判事兼判事補中出明香を簡易裁判所判事兼判事に任命し、簡易裁判所判事松本 弘外 2 名を願に依り免ずることについて (決定)
 - ☆ 元参議院常任委員会専門員菊池 守外 1 3 6 名の叙位又は叙勲について (決定)

[○ 署名あり ☆ 署名なし]